

近代世界における農業経営, 土地所有と土地改革(3)

中 村 哲

目 次

はじめに

I 近代における農業の小経営的發展(第143巻第1号)

II 農業経営と土地所有(第143巻第2・3号)

III 土地改革(本号)

III 土 地 改 革

第1, 第2節での, 近代における農業経営と土地所有の発展に関する検討を基礎にして, 近代における土地改革について検討することがこの節での課題である。

従来, 近代的土地改革は, 理論的には一般に農業経営が資本主義化する上で障害となる前近代的土地所有を廃止し, 農業経営の資本主義化に適合的な土地所有を作り出す土地改革であるとされている。そして歴史的には西ヨーロッパ(とくにフランスとイギリス)の17~18世紀の市民革命における土地改革がそれに当るとされてきた。講座派系の立場からはそうした考えに沿って, 日本の地租改正, 朝鮮, 台湾の土地調査事業は封建制から半封建的な寄生地主制へ土地所有関係を再編したにすぎず, 近代的土地改革ではないとされた。

このような考えは, 理論的には第1節で述べたような, 農民層の両極分解と農業資本主義の形成という誤まった理論にもとづいている。歴史的に見ても, フランス, イギリスなど西ヨーロッパ市民革命や農業史, 土地制度史の実証的研究によって否定されている。イギリス革命は貴族の大土地所有を中心とする

フリーホールドに私的土地所有権を認め¹⁾、「資本主義的農業でもなく農民的分割地所有でもなく、いぜんとして封建的な関係をのこしている地主制をつくりだした²⁾」のであるし、農民的性格の強いとされるフランス革命においても、封建的諸負担は無償廃棄されたが、領主直営地については領主に土地所有権が認められ、農民保有地における市民地主の土地所有を含めれば、革命前に土地の60%以上をしめていたこれら地主的土地所有に対して近代的所有権が認められたのであり、フランス革命も「私的な意味での地主小作関係のレベルではむしろ明確に「地主的なもの」だった³⁾」のである。

第1, 第2節での検討を基礎にすると、近代における世界の土地改革を3段階・3形態に分けることができる。第2節でみたように、近代における農業の生産様式には3つの基本的な形態がある。(1) 近代的奴隸制, 近代的農奴制, (2) 近代的中間的地主制, 資本主義的大経営, (3) 近代的機械制小経営, である。これに対応して近代的土地改革には、この3つの生産様式に適合的な土地所有関係を作り出す3つの段階・形態があるのである。

これらの土地改革はいずれも、農業が資本主義に包摂されてゆく過程で旧来の土地所有関係を資本主義に適合的な性格に改造するために行われるのであり、その資本主義に適合的な土地所有に対して、法的・形式的に近代的・排他的土地所有権を公認すること、それによって土地所有の商品化を促進すること、という点で共通しており、近代的土地改革であると規定できる。しかし、近代的土地所有権を法的に公認される土地所有の経済的性格には、上に述べた3つの基本的に異なる形態があるのである。次にこうした観点から近代における世界各国の土地改革をこの3段階・形態の中に位置づけ規定するが、本稿の目的からしてここでは3段階の基本的形態を規定することを中心とし、それぞれの

- 1) 椎名重明前掲『近代的土地所有』, 戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』岩波書店, 1980年。
- 2) 浜林正夫『増補イギリス市民革命史』未来社, 1971年, 227-8ページ。
- 3) 原田純孝『近代土地賃貸借法の研究』東京大学出版会, 1980年, 271ページ。なお、西ヨーロッパ市民革命期の土地所有関係に関する研究をこうした観点から整理した研究として、牧原憲夫「『近代的土地所有』概念の再検討—最近の西欧近代地主制史研究を手がかりに—」『歴史学研究』502号, 1982年3月, 参照。

形態の中での諸類型や国ごとの特殊性については多少ふれるに止めざるをえない。

なお、検討に先立って次の4点をおことわりしておく。第1点。土地改革は国家権力によって行われ、その政策効果はさまざまである。極端な場合、国家権力がそれを取りまく情勢に押され、実行する意志もなく欺瞞的に土地改革令を出すような場合もある。たんに法令を出したのみで実際には土地改革が行われなかったような場合は、経済的な意味での土地改革ではないのでここでは取り上げない。また法令と実施された土地改革の経済的実態とが食い違っている場合も多いが、ここでは後者を中心にして検討する。従来の土地改革に関する研究の弱点の1つは、革命史の一環として行われる研究や法令の分析を中心とする研究が多いために、その経済的性格や経済的結果が明らかでない場合が多いことである。第2点。それとは逆に土地改革が実施されずに、土地所有関係の本質的変化がおこった国も多いのである。この場合の土地所有関係の変化は経済過程として徐々に進むので、比較的長期にわたるし、異質な土地所有関係が重層し、複雑な過程をたどる。第3点。土地改革は革命にともなうて行われることが多いことに見られるように、階級斗争や農民斗争、さらに国家権力をめぐる政治斗争に、大きく左右される。しかしここではそうした政治的側面はとりあげない。第4点。近代における土地改革の研究は世界の中で日本が比較的進んでいるのではないと思われる。それは歴史的には地租改正、農地改革（さらにさかのぼれば近世初頭の太閤検地や古代の班田制）という大規模な土地改革が行われ、それが日本経済に決定的な影響を与えたこと、研究上では土地制度を重視する講座派理論が歴史学において大きな影響力をもっていたこと、による。そのため、日本の研究者は土地改革を重視し、日本の土地改革の研究は進んでいるが、欧米の研究者はあまり重視せず、各国の土地改革の研究が進んでいない。とくに革命史的・政治史的でない経済史的な土地改革の研究は少ない。それが世界の土地改革の比較史的検討を制約している。

近代的土地改革の第1の形態は、近代的奴隸制、近代的農奴制にもとづく土

地所有に近代的・排他的土地所有権を付与する土地改革である。これは一般的には、(a) 奴隷制、農奴制などの支配・隷属関係が広く存在している国が、(b) 近代世界市場に受動的に組み入れられ、(c) その国の権力が上からの近代化政策を行う場合にその一環として行われる。その典型はインドにおける1793年のパーマネント・セツルメント (Permanent Settlement)、永代定租制であり、ロシアの1861年の農奴解放、ドイツ東部における1807～21年のシュタイン F. v. Stein・ハルデンベルク K. A. v. Hardenberg の改革も含まれよう。これとは逆に世界において最も早く、早熟的に資本主義が形成されつつあったイギリスにおいても、イギリス革命後の1660年にフリーホルド (封建的土地所有を主体とし1部に自由な小土地所有を含む) に対して土地私有権が認められた。

インドのベンガル地方は、18世紀末にイギリス東インド会社の植民地となった。東インド会社は、ムガル帝国から譲渡された地稅徴収権をつかって地稅を引き上げていったが、1793年にこの金納化された地稅を固定化し、地稅納入の責任者をザミーンダールとし、その代わりにザミーンダールに排他的土地所有権を付与した。ムガル期におけるザミーンダールは軍事力、警察権、裁判権を有する封建領主であったが、永代定租制によって、ザミーンダールの軍事力、警察権、裁判権は法的に否定され植民地行政機関に吸収された。しかし、19世紀におけるザミーンダールの土地所有 (エステート) の内容は、耕地の他に放牧地、森林、荒蕪地、さらに定期市、船着場、中小の道路などの商品流通、交通の場、大小の河川、湖沼の漁場等を含んでおり、ムガル期の封建所領を受け継いでいる。その地代徴収機構にはムガル期よりも縮小されたが相当の軍事力が含まれていたし、ザミーンダールの所有地は現実にはムガル期と同様に各種の土地所有が重層的に存在していたのであって、ザミーンダールの排他的土地所有は成立していなかったのである。むしろ、19世紀半頃からは、ジョットダールなどの下級所有権が強化されてゆき、1885年のベンガル借地法を生み出すことになる。19世紀のザミーンダールは植民地権力にその領主権の1

部は吸収されたが、なお相当程度領主的性格を維持し、植民地権力に依存しつつ所領経営を行ったのである⁴⁾。

イギリス革命においては、1646年、後見裁判所 (the Court of Wards and Liveries)、騎士保有態様 (tenures by knight service) が廃止されて、封建領主の領主権に対する国王の上級領主権の制約が廃止された。一方、領主権の下で次第に強化されてきた農民の土地保有権＝コピーホールドに対する封建的領主権の有償廃棄を要求したレベラーズ (平等派, Levellers)、その無償廃棄を要求したディガーズ (土地共有論者, Diggers) の運動は敗北し、コピーホールド (贖本土地保有権) に対しては土地私有権が認められなかった。1660年の「騎士土地保有態様等廃止法」によって、封建的領主権に付随した国王の上級領主権の廃止＝封建的領主権の近代的土地私有権への転化が最終的に認定されたが、同時にこの法は、コピーホールドの封建的義務・負担はそのまま維持することを明確に規定していた⁵⁾。

17世紀後半～18世紀にイギリス経済における資本主義化の進展とともに、排他的土地所有権をえた領主は、土地を集中し、コピーホールドを借地権に切りかえ、その借地も定期借地 (lease for a term of years) から任意借地 (tenancy at will) (契約文書によるのではなく口頭による借地で、地主はいつでも容易にその土地を取り上げることができた)、1年限りの契約借地への切りかえが進み、それとともに地代が引き上げられていった⁶⁾。とくに第2次囲込み (1760～1840年代) にさいしてそれが強行され、コピーホールドは減少、消

4) 河合明宣「ベンガルにおける近代の土地所有について」『新しい歴史学のために』181号、1985年11月、同「ベンガルにおける後見庁の機能について—19世紀末、ブルドワン家の事例—」『アジア研究』31巻4号、1985年1月、谷口晋吉「1859年ベンガル地代法の一考察」『一橋論叢』85巻2号、1981年2月、中里成章「19世紀末20世紀初頭のダッカ地方における土地市場の考察—地主制の展開との関連において—」『東洋文化研究所紀要』93冊、1983年11月、同「東ベンガル・フォリドプル県のコノクシャル・エステートの研究」『東洋文化研究所紀要』100冊、1986年3月、同「ザミンダールの地所経営機構と在地社会—19世紀末20世紀初頭のダッカ地方の事例を中心に—」『東洋文化研究所紀要』103冊、1987年3月など参照。

5) 戒能通厚前掲『イギリス土地所有権法研究』Ⅱ「イギリス市民革命の歴史構造」、Ⅲの二「18世紀の土地貴族の大土地所有」、三「18世紀の政治形態」参照。

6) 椎名重明前掲『イギリス産業革命期の農業構造』第4章「産業革命期の土地所有状況」参照。

減し、また中下層農民は土地を追われていったのである。17世紀後半～18世紀のイギリスの地主制は近代的農奴制の性格をもっており、その領主権を行使して第2次囲込みを進め、近代的資本主義的地主（地主が直接に資本主義的经营を行うか、資本家的借地農に土地を貸付ける地主）に転化して行ったのである⁷⁾。

近代的土地改革の第2の形態に移ろう。これは、奴隷制、農奴制（近代的なそれをも含めて）を廃止し、その下にあった近代的中間的地主制およびそれに照応する小土地所有（自作農）に対して近代的・排他的土地所有権を法認するか、あるいは近代的奴隷制・近代的農奴制の奴隷制・農奴制的性格は否定するが、その大土地所有は廃止せず、それに近代的・排他的土地所有権を法認し、それによって近代的奴隷制・近代的農奴制を近代的中間的地主制、あるいは資本主義的大経営（または資本家的借地農に土地を貸す資本主義的地主）に転化する土地改革である。前者のタイプは日本、朝鮮、台湾、インドなどのアジア諸国に多く、後者のタイプはイギリス、フランス、ドイツなどの西ヨーロッパ、アメリカ南部、ラテンアメリカなどに多い。

西ヨーロッパでは、フランス革命における1790年、1793年の土地改革、西部ドイツのシュタイン・ハルデンベルク改革（1807～21年）、ナポレオン占領下（1794～97年）の西ドイツおよびバイエルン、バーデン等の西南ドイツの領邦国家の土地改革。東アジアでは、日本の地租改正（1873～81年）、台湾の土地調査（1898～1905年）、朝鮮の土地調査事業（1910～18年）。その他の地域ではアメリカの南北戦争後の奴隷解放（1868年）、メキシコ革命後の土地改革（1915～40年）、インドのベンガルでは1885年のベンガル借地法に始まり1953年のザミンダーリー取得法（Estates Acquisition Act）で完了する一連の土地改革、エジプトの土地調査事業と農地税改正（1892～1912年）等。

7) イギリス、インドのベンガル地方とも封建的領主権に対して、近代的土地私有権が付与されたのであるが、その後イギリスではそれが経済的内容においても近代的土地所有に転化していったのに対して、ベンガルでは、ザミンダールの下の子ヤットの土地保有（法的には借地権）が強化されて、近代的土地所有（近代的中間的地主制）に転化してゆくことになる。

この形態の土地改革は最も多く、広く世界中に存在している。時期的には西ヨーロッパが18世紀末～19世紀前期である他は、19世紀後半～20世紀中期にわたる。しかしこの土地改革を行わずに、なしくずし的に前近代的支配・隷属関係に基づく土地所有が中間的地主的土地所有や資本主義的大経営を基礎とする土地所有に転化した場合や現在その移行過程にある場合も多い。例えば、イギリスは近代的農奴制の性質を持つ大土地所有が18世紀から19世紀前期にわたる第2次囲込みの過程で資本主義的大経営を基礎とする近代的大土地所有に転化していったし、東アジアでは中国において中間的地主制が19世紀末～20世紀前期に近代的形態に転化して行ったが、それに近代的・排他的土地所有権を付与する土地改革は行われず、その移行過程が完了する以前に1949年の中国革命が起り、その後の土地改革によって中間的地主制は廃止された。

まず、西ヨーロッパであるが、フランス革命の中で1790年に農民の領主に対する人格的な隷属関係——領主裁判権や領主独占——は無償廃止されたが、領主の物的権利——その中心は地代徴収権——は農民が地代の20～25年分を支払って買取ることができるという有償廃止が決められたにすぎなかった。革命の前進の中で1793年、領主の地代徴収権も無償廃棄が決定されたが、領主直営地については、教会領と亡命貴族以外は旧領主に土地私有権が認められた。すでに革命前、18世紀後半に領主直営地では領主による土地の貸付け——地主・借地農関係が広汎に形成され、領主経済の主たる基盤は封建的地代徴収権を中心とする封建的諸権利に基づく収入から直営地における借地料収入に移行しつつあり、革命前夜には多くの領主が市民地主と類似した性格をもちつつあった。そこで革命前、耕地面積の60%以上を占めていた領主直営地と農民保有地における市民地主の保有地においては地主に対して近代的・排他的土地所有権が認められ、1804年のナポレオン法典(フランス民法典)において、最終的に確認された。また10分の1税も1789年に廃止が決定され、91年に実施されたが、借地農は従来10分の1税を土地所有者に支払うことが規定され、地主の地代収入の増加に結果し「十分の一税および旧直接税の廃棄から借地農が得たものは

ほとんど何もなかったのである」(原田前掲書262ページ)。ただ、借地権には第3者対抗力が認められるなど東アジアにおける近代的中間的地主制に比べると借地権が一定程度法的に認められた。しかし借地農の土地改良費償還請求権は全く認められなかった。借地農の地主に対する土地改良費償還要求の運動は19世紀末以降に強化されてゆくが、それが法的に認められるのは第2次大戦後の1945・46年の農地賃貸借法によってである。

西部ドイツにおいては、ナポレオン支配下、またはその影響下で、或いはシュタイン・ハルデンベルクの改革によって農民保有地に関する領主の封建的諸権利は有償で廃止され、直営地については領主の土地私有権が認められた。すなわちほぼフランスの1790年と同じであった。

つぎに東アジア。日本では明治維新革命において封建的領主制が廃止され、その下にあった被支配身分(農民、町人)の地主の土地所有と農民の小土地所有に近代的・排他的土地所有権が認められた。まず封建的領主制については、1871年廃藩置県において藩主＝大領主の封建地代徴収権、裁判権、軍事力が明治政府に取上げられ、藩主と家臣団に対しては従来、藩が支給していた家禄を大巾に削減した上で家禄支給を明治政府が引継いだ。ついで秩禄処分(1876年)によって家禄支給額の5～14年分の公債を支給して家禄を廃止した。近代的土地所有権の公認については1873年、地租改正法を制定し、73～81年に実施された。全国一率の基準で耕地、宅地1筆ごとに所有者、面積、収穫量、地価を調べ、所有者から地租を金納で徴収するというもので、近代的土地制度、近代的地租制度を一挙に全国的に作り出すものであった。

このような日本における近代的土地改革の特徴は、上からの土地改革であり、旧幕府、旧藩の封建的領主権を明治政府が合法的に受け継いだ上で、それを有償で廃止するという妥協的な形態をとったにもかかわらず、実質的な内容としては、きわめて短期間に徹底した土地改革が行われたことである。封建的領主権を完全に否定、解体した点ではフランス革命以上に徹底しているし、有償という点も藩主以下の封建領主、家臣団の封建的收入を大巾に削減(3～4割に

削減した)した上で公債に切りかえたのであり、ドイツ、ロシアなどの場合とくらべれば、実質はむしろ無償廃止に近いものである。それによって封建家臣団の大部分は没落した。封建的土地所有の下にあった旧農民、町人身分の地主的土地所有と農民の小土地所有に対して、一元的に近代的地主所有権が認められた。旧領主、家臣団の近代的地主所有者への転化はごく一部にすぎなかったし、それも旧領主権の近代的地主所有権への転化ではなく、地主、農民の所有地を購入したものである。もう1つの大きな特徴は、土地面積、収穫、地価などの全国的な統一的な調査を伴っていることであり、これは後発国、植民地における第2形態の土地改革の特徴である。西ヨーロッパの市民革命における土地改革では、そうした調査は行われず、その後、19世紀後半～20世紀に徐々に行われたようである(イギリスでは第2次囲込みにおいてこうした調査が行われている)⁸⁾。

日本政府は、この明治維新の土地改革の経験を植民地に持ち込み、台湾(1898～1905年)、朝鮮(1910～18年)において土地調査事業を行っている⁹⁾。(沖縄県では1899～1904年に土地整理を行っている)。土地面積、収穫、地価(台湾では収益)などを調査し、その土地を事実上所有する地主、農民に近代的・排他的所有権を公認し、彼らから一定率の金納地税を徴収するという基本的な点で、日本の地租改正と共通しており、上からの徹底した近代的地主所有権であった。しかし、植民地としての性格による相違点もあった。(1) 日本では土地調査は基本的に農民が行ったが、朝鮮、台湾では植民地権力が直接行っている。(2) 朝鮮では両班地主に対しても土地所有権を認め、日本、台湾のような領主権の廃止は行っていない。旧支配者の植民地支配への協力の確保という目的があったと思われる。(3) 朝鮮では宮庄土、駅屯土などをとりあげて国有地に編

8) 日本の領主制廃止、近代的地主所有権については、中村 哲「領主制の解体と土地改革」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』7、近代1、東京大学出版会、1985年、参照。

9) 朝鮮の土地調査事業については、副次的にイギリスが実施したインド、エジプトの土地改革も参考としている(宮嶋博史「比較史的視点から見た朝鮮土地調査事業——エジプトとの比較——」中村、梶村、安、李編著前掲『近代朝鮮の経済構造』所収、参照)。

入したが、その目的は日本人移民のための土地確保であった。(4) 朝鮮人、台湾人地主を植民地支配の支柱にするために地税負担は植民地の方が日本よりはるかに軽くした¹⁰⁾。

朝鮮、台湾の植民地的土地改革のもう一つの特徴は他の帝国主義国の植民地にくらべてきわめて短期間に全国一率の徹底した土地改革が実施された点であり、それが、その後の農村構造の急激な変化、農民収奪、本源的蓄積の激しさの基本的条件¹¹⁾となったことである。

インド・ベンガルでは、19世紀後半に物価が継続的に上昇し、ジュート、米を中心とする農業の商品生産化が進展して生産力が上昇したが、他方、ライヤットのザミーンダールに支払う地代は定額金納の慣習地代であったから、ライヤットに萌芽の利潤が形成され、その土地保有権が強化されていった¹²⁾。またそうした経済的变化を基礎にライヤットのザミーンダールに対する斗争が高まった。植民地権力はこうした変化に対応し1885年ベンガル借地法を公布・実施した。それはライヤットの土地保有権を公認したものであるが、同時に1筆ごとの土地調査＝土地調査事業を行った。これはザミーンダラーリー制＝近代的農奴制の下で成長してきたライヤット＝農民の土地保有権を公認する土地改革であり、また1筆ごとの土地調査を伴うものである点で日本の地租改正、朝鮮、台湾の土地調査事業と共通した性格をもっている。しかし、ザミーンダールの土地所有権を否定・解消しなかった点、またその下での各種の土地保有権を統一したり、廃止したりせず、或程度整理したにすぎなかった点、土地調査が日本、朝鮮、台湾ほど厳密でなかった点において、はるかに不徹底なものであった¹³⁾。

その後、19世紀末、20世紀前期にかけて次第にザミーンダールの土地所有権

10) 日本、朝鮮、台湾の土地改革を比較した研究として、宮嶋博史「朝鮮「土地調査事業」研究序説」『アジア経済』19巻9号、1978年9月がある。

11) このような土地改革が行われた条件は、日本帝国主義の土地政策の性格とともに、国内的に土地私有制（近代的な意味における）がすでにかなり形成されていたからである。

12) 中里成章前掲「19世紀末20世紀初頭のダッカ地方における土地市場の考察―地主制の展開との関連において―」参照。

13) 河合明宣前掲「ベンガルにおける近代の土地所有について」参照。

が地代取得権に縮小(得分権化)してゆくとともに、農村過剰人口の蓄積を背景にライヤット上層の地主化、高利資本化が進んだが、その地代は収穫の半分に達する高率であり、刈分け小作形態(バルガ制)=分益農制が多かった。こうしてベンガルでは19世紀末~20世紀初頭に2重の地主制——ザミンダーリー制(定額金納の慣習地代)とバルガ制(高率分益地代)——が成立した。1928年のベンガル借地法改正によってバルガ制下の借地農(バルガダール)を農業経営者ではなく「労働者」と認定し、その借地権を全く認めないことが決定されてバルガ制は確立した。インド独立後、1953年にザミンダーリー取得法によって、ザミンダーリー制は有償廃止されて、ベンガルにおける第2形態の土地改革は完成した。しかしバルガ制などに基づく地主的土地所有については多少の規制が加えられたが、基本的にはその後も存続した(すなわち、第3段階の土地改革は未達成)¹⁴⁾。

エジプトではイギリス占領期(1882年、イギリス軍によるオラービー反乱の鎮圧以後、エジプトは実質的にイギリスの植民地となった)にインドのベンガル借地法と基本的に同じ性質の土地改革が行われている¹⁵⁾。19世紀、エジプトには高い地税を負担する農民保有地=ハラージ地と国家から王族や政府高官に授与され免税特権をもつウシューリー地(1854年に10分の1の現物税が課せられることになった)があり、後者は特権的支配層を形成し、カイロやアレキサンドリアに居住する大土地所有者であった。1858年土地法によってウシューリー地に対し完全な私有権が認められたが、その税負担額はハラージ地の1/4~1/5にすぎなかった。土地調査は1892年、国有地調査として始められ、1896年

14) 古賀正則「インドにおける第1次土地改革と農業構造の変化」『経済学雑誌』66巻4号、1972年4月、同「インドにおける第1次土地改革の評価について」(1)、(2)『経済学雑誌』68巻4号、69巻3号、1973年4月、9月、浜口恒夫「独立後の農業問題と土地改革」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店、1972年、所収、参照。

15) インドにおける土地調査事業の経験を生かして行われた点は、台湾における土地調査事業の経験をもとに、さらに改良して朝鮮の土地調査事業が行われたのと類似している。たとえば、エジプトの土地調査の最高責任者 W. ウイルコックス Willcocks はインドの水利事業で活躍した人物であり、技術部主任にはインドの土地調査事業に従事した経験を持つ B. フーラー Fuller を据えた。しかし、日本帝国主義のやり方の方がはるかに組織的であった。

に全国的な土地調査（1筆ごとの所有者，面積，地税額の確定）に発展し，1899年から1907年にかけて土地調査が完了し，完了した地域から新しい農地税が実施された（1905～12年）¹⁶⁾。

この土地調査と農地税改正は一応，エジプトにおける第2形態の近代的土地改革と規定できるが，なお東アジアの日本，朝鮮，台湾のそれにくらべると次の点で不完全なものであった¹⁷⁾。①土地調査はハラージ地，ウシュリー地の区別なく同じ基準で行われたが，なお通常税，暫定税という形で税負担の差異が残った。つまり土地にまつわる身分的差異が完全には廃止されなかった。②村落内へ調査員が立入って土地調査を行うことが困難で，村落有力者（シャイフ層）に依存しなければならなかったため，不正確であった¹⁸⁾。それは村落共同体が強固で，近代的土地私有制が村落内で未成熟であったこと，イギリスが調査費を節約しようとしたこと，による。

その後，地主制が綿花栽培を中心とする植民地的商業的農業の発展¹⁹⁾とともに急速に成長した。その1つはベイスン灌漑から通年灌漑への灌漑技術の高度化により旧来の村落の外側に国有地の払下げをうけて形成された新開地（イズバ）におけるプランテーション型の大地主制であり，もう1つは旧来の村落に展開した地主制である。前者は1部は地主の管理人により年雇，日雇の雇用労働力による直接経営が行われ，残りが貸付地として貸出された。後者は都市に住む不在地主で主として定額借地制をとる大地主層と分益農制をとる在村中小地主層との二重構成であり，在村中小地主が不在大地主から定額で借り受けた

16) 以上については，中岡三益『エジプト地租改革史』，山田秀雄編著『植民地社会の変容と国際関係』アジア経済研究所，1969年，所収，参照。

17) エジプトの地税改革と朝鮮の土地調査事業とを比較した研究，宮嶋博史前掲「比較史的視点から見た朝鮮土地調査事業—エジプトとの比較—」参照。

18) 中央官庁が直接村落内部の調査が行えるようになったのは，第2次大戦後の農地改革の査定事業（1955～58年）であり，それによってはじめて，政府は，1筆ごとの所有者，面積，税額，借地料等のほぼ正確な把握が可能になった。しかし，査定事業が行われなかった土地もある。（中岡三益『エジプトにおける1899年農地税改正令について—近代的地租の法的確立とその意義—』『土地制度史学』21号，1963年10月，46～47ページ）。

19) 第1次大戦前に原綿，綿実輸総額の9割を占め，エジプト経済は完全にモノカルチャー化した。

土地を借地農に分益制で又貸しすることも多かった²⁰⁾。

アメリカ南部では、1861～64年の南北戦争の結果、奴隷は解放されたが、白人プランターの所有地を旧黒人奴隷に分配する土地改革は行われず、大土地所有が存続した。奴隷制に代わって大土地所有の基礎になったのは分益農制であり、解放された黒人に対し土地及び土地以外の生産手段、生活手段を貸付け、収穫を折半したのである。そして、借地農の収穫を買占め、その代金から借地料部分を控除した残額が借地農に支払われた。黒人借地農に対しては人種差別による黒人の市民的政治的権利の制限、体罰、リンチ、債務奴隷制や家父長制が実質的に残存した。また、この分益農制は地主のホームファーム homefarm (直営農場)と結合しており、多くのプランターは綿花などの商品作物の加工のための工場を兼営した²¹⁾。このような奴隷制廃止による分益農制の形成はラテンアメリカ諸国にもかなり見られる。

近代世界における第2形態の土地改革の中で、農民斗争が激しく、その圧力によって土地の再分配を伴った点(つまり第3形態の特徴を部分的にもっている)で特異なのはメキシコ革命後の土地改革である。

メキシコでは、16世紀後期にエンコミエンダ＝近代的貢納制が解体した後に、17世紀から農奴制的なアシエンダが形成され、19世紀にメキシコ農業が再び世界市場に強く結びつけられるのにもとない近代的形態に転化して行った²²⁾。メ

20) 19世紀末、20世紀初頭のエジプト地主制については、李修二「イギリス占領期におけるエジプト地主制の確立」『土地制度史学』109号、1985年10月、同「第1次大戦前におけるエジプトの不動産担当銀行—地主制と外国資本—」『土地制度史学』119号、1988年4月、参照。

21) 藤岡 惇『アメリカ南部の変貌—地主制の構造変化と民衆—』青木書店、1985年、第1編参照。

22) アシエンダに関しては、原田金一郎「メキシコにおけるアシエンダの形成—ラテンアメリカにおける大土地所有の起源—」『歴史学研究』466号、1979年3月、エンリケ・セーモ、原田訳「メキシコのアシエンダと封建制から資本制への移行」大阪経済法科大学『経済学論集』4巻1号、1979年10月、同「メキシコ資本主義史—その起源、1521～1763年—」(I)大阪経済法科大学『経済学論集』6巻3号、1981年12月、宮野啓二「ラテンアメリカにおけるラティフンディオと原住民共同体—史的考察—」広島大学経済学部紀要『年報経済学』第2巻、1981年3月、松山博文「メキシコ革命期におけるアシエンダと村落—モレロス州の場合—」『アジア経済』25巻11号、1984年11月、国本伊代「メキシコ・モレロス州における砂糖アシエンダの形成と発展—19世紀の変容過程を中心に—」石井章編著『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所、1983年、所収、等を参照。

キシコ革命後の1915年、農地法が制定されたが、その内容は1917年憲法27条に継承され、アシエンダの解体が決定された。しかし、当初は土地改革はほとんど進まなかった。土地改革が或程度進むのは1921年からであり、1934年までに土地の約20%に行われた。1935～40年のカルディナス大統領の時期にそれ以前の20年間の約2倍の土地が農民に分配され、土地改革は大巾に進展した。(合計で全国の土地の約60%であるが、そのすべてが農民に分配されたのではなく、一部はアシエンダ地主の所有に残された。1940年のエヒード地は耕地面積の47.5%である)。農民の小経営が未発達で村落共同体(本来の共同体ではなく植民地下で再編されたもの)が強固であったこと、農民運動が強力であったこと等のために、土地は個々の農民に分配されるのではなく、農民の地域集団＝エヒードに分配され、その成員である農民＝エヒダタリオには用益権が与えられ、売買、譲渡、賃貸借、抵当等の権利は認められなかった。また、革命前から共有地を所有してきた村落には、その土地の所有権が認められ(農業コムニダー)、個々の農民にはエヒダタリオと同様の用益権が認められた。他に農民の小土地所有には近代的私的所有権が認められたが、その面積は多くない。

こうして、共同所有という形態で農民に土地が再分配されたのであるが、1940年以後、国家権力は土地改革、とくに農民に対する土地再分配に熱意を示さなくなり、商品作物を栽培する私的農場経営を保護育成する政策——公共投資による灌漑設備・道路建設、融資、主要農産物に対する保証価格制度等——をとった。また、エヒダタリオの農業経営の自主性は弱く、生産力は低かった。そのために私的農場経営が発展し、エヒードや小土地所有(ミニフンディオ)の土地を借り入れて大経営に発展していった(ネオ・ラティフンディオの形成)。現在ではメキシコ農業はネオ・ラティフンディオとミニフンディオ(貧農の零細経営)の二重構造となり、他のラテンアメリカ諸国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、グアテマラ等)と同様である²³⁾。

23) 石井章「メキシコ農地改革と農業構造—エヒードとネオ・ラティフンディオを中心に—」石井編著前掲書所収。

最後に、近代的土地改革の第3段階・第3形態について簡単にふれて、本稿を終えることにしたい。

この土地改革は、近代的中間的地主制を廃止してその下にあった借地農に土地を分配するものである。一般的には近代的中間的地主制の下にある借地農の経営が発展し、他方で国内における非農業部門の資本主義の高度な発達（先進資本主義国化）によって農村過剰人口が減少してゆくと、近代的中間的地主制の高率借地料や資本主義的大農業経営の低賃金の維持は困難となる。工業部門における資本主義の高度の発達は農業に対して市場を提供するとともに農業機械工業、肥料、農業などの農業化学工業を発達させる。この2つの条件が結びつくとも収益性の低下した近代的中間的地主制、資本主義的大農業経営に代わって、地主や資本主義的農業経営者か、または地主の下で萌芽の利潤を実現した借地農が機械化・化学化を進め近代的機械制小経営に転化してゆく。

この場合、地主・農業資本家が機械化を進め経営を発展させ、他方その下の借地農の経営が弱体で生産力発展の担手に成長できない場合には土地改革は行われにくい。地主・農業資本家の近代的機械制小経営への転化とともに借地農は借地関係を解消されて都市に流出し、非農業部門の労働者になってゆくことになる。1930年代から60年代におけるアメリカ南部がその典型であろう。

地主の下における借地農の経営が発展する場合に近代的中間的地主制を廃止する土地改革が行われることになる。東アジアの日本、韓国、台湾の土地改革がそれに当る。すでに述べたように、東アジアは西ヨーロッパとともに農業における小経営が発達した地域であり、19世紀～20世紀前期に近代的中間的地主制が発達をとげた。日本ではこの地域の中でも小農経営が最も発達していたから小借地農制型の近代的中間的地主制が形成され、自国資本主義の発達にともなう農村過剰人口の減少により、1920年代には近代的中間的地主制の衰退が開始された。日本帝国主義の中国侵略の本格的開始（日中戦争）によって1930年代後半から戦時経済体制に入るとともに、日本とその植民地朝鮮、台湾におい

て食糧確保のために地主的利害の制限が行われ、近代的中間的地主制は弱体化していった。

1945年の日本帝国主義の敗北後50年代にかけて、第3形態の土地改革が行われた。いずれの国も有償方式で地主の土地を政府が買上げ、借地農に分配するのであるが、韓国、台湾では日本政府、日本人から没収した土地が加わる。この土地改革は体制的危機の下で、外部勢力（日本、韓国はアメリカ、台湾は中国国民党）の強力な圧力により、また、中国、北朝鮮の社会主義革命と徹底した土地改革、対日理事会におけるソ連による借地農により有利な方式の土地改革の主張等の社会主義国からの圧力や影響等の条件が加わったために、相当地に徹底した土地改革となった。さらに、有償方式もインフレーションによって実質的には無償に近いものになった。

土地改革の結果、近代的中間的地主制は解体し、自作型の近代的小商品生産が農業の中心となり、日本では50年代から農業の機械化、化学化が進み、生産力は急激に上昇していった。他方、高度経済成長下に農業人口（とくに若年労働者）が大量に都市に流出した。日本よりおくれで台湾も同様の過程が開始されたが、韓国は3国のうち農業における小経営の発展が一番弱かった上に、朝鮮戦争（1950～53年）による被害とその後のアメリカの援助農産物の大量流入、政府の低米価政策などにより、農業生産力の上昇はおくれ、ようやく1970年代に入って急速化した。しかし、日本においても、近代的機械制小経営は現在もなお未確立であり、東アジア3国の農業は近代的機械制小経営の形成への移行過程にあるといえよう。

西ヨーロッパにおいては、第2次大戦後、東アジア3国のような大規模な土地改革は行われなかったが、両大戦間期における小農経営の発展度は東アジアより高く、第2次大戦後に部分的土地改革をともなって本格的な農業機械化が進み、1960～70年代に近代的機械制小経営の確立を迎えた。

社会主義における土地改革は、資本主義におけるそれとは異なる点が多いが、農業集団化政策を除き、地主的土地所有の借地農への再分配という点でみれば、

この第3形態の中に含めることができよう。それは東アジア3国に比べてもより徹底したものであった。